

別紙3（総合評価方式の適用区分）

区分	コンピュータ製品及びサービス	電気通信機器及びサービス
適用する調達範囲	製品又はサービスでその契約制限価格が80万SDRを超える調達	<p>① 改造された製品又はサービス（意見招請の公示の時点で国際市場に存在するものの、会社の正当な調達の要求を満たすため、その機能又は主要な物理的特徴を相当程度改造する必要があるものをいう。）で、その契約制限価格が10万SDR以上の調達。</p> <p>② 特別に開発された製品又はサービス（性能要求を満たす形で国際市場に存在しておらず、特に会社の正当な調達の要求を満たすため、開発されなければならないものをいう。）で、その契約制限価格が10万SDR以上の調達</p> <p>③ 単価500SDR以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く既製品又はサービス（意見招請の公示又は入札公示若しくは入札公示の時点で国際市場に存在するものをいう。）で、その契約制限価格が38.5万SDRを超える調達。</p>
対象となる調達	<p>①「コンピュータ製品」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) コンピュータ及び周辺機器（パッケージソフトウェアを含む）</li> <li>2) 上記1)の機器が主たる構成要素となっている製品</li> <li>3) コンピュータ製品の供給に付随するサービスの価額が当該製品の価額を超えない場合の当該サービス</li> </ol> <p>②「コンピュータ・サービス」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) コンピュータの運用及びメンテナンス</li> <li>2) コンピュータへのデータ入力</li> <li>3) コンピュータ・システムの開発</li> <li>4) コンピュータ・ソフトウェアの開発</li> <li>5) 上記2)から4)のメンテナンス</li> <li>6) システム・インテグレーション・サービス</li> <li>7) その他の関連サービス（上記1)から6)のサービスを契約の目的物として人材派遣を受ける場合を含む）</li> </ol> <p>（注）上記7)は、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（「政府調達手続きに関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ別紙4））が適用されるコンピュータ製品及びサービスをいう。</p>	<p>①「電気通信機器」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電話機、ファクシミリ等の端末機器</li> <li>2) PBX、パケット交換機等の交換機</li> <li>3) 多重化装置、モデム、DSU等の伝送装置</li> <li>4) 基地局装置、中継・受信・増幅装置、アンテナ、デジタル無線、ページャを含む無線端末装置等の無線通信装置</li> <li>5) 光ファイバー・ケーブル、銅ケーブル等の通信ケーブル</li> </ol> <p>②「電気通信サービス」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 上記①の機器に係る <ol style="list-style-type: none"> <li>i 運用・保守サービス</li> <li>ii システム・インテグレーション</li> <li>iii カスタム・ソフトウェア開発</li> <li>iv ネットワーク管理・運用</li> <li>v コンサルティング、マネジメント又は分析・調査</li> </ol> </li> <li>2) その他サービス <ol style="list-style-type: none"> <li>i 電子メール</li> <li>ii ボイス・メール</li> <li>iii オンライン情報・データベース取り出し</li> <li>iv EDI</li> <li>v 高度・付加価値ファクシミリ</li> <li>vi コード・プロトコル変換</li> <li>vii オンライン情報・データ処理</li> </ol> </li> </ol> <p>③将来生じる新たな高度又は付加価値サービス</p> <p>（注）上記③は、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」（「政府調達手続きに関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ別紙5））が適用される電気通信機器及びサービスをいう。</p>

別紙4（コンピュータ製品及びサービスに関する評価項目）

コンピュータ製品及びサービスに関する評価項目

コンピュータ製品及びサービスに関する評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。

なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該調達に係る契約において、その内容が担保できるものに限るとし、担保できないものは評価項目の対象としない。

性能、機能等に関する項目	信頼性、柔軟性等に関する項目	保守・支援等に関する項目	応札者の開発、供給能力等に関する項目
<p><b>○処理能力</b></p> <p>①機器性能諸元</p> <p>a) 演算処理装置能力（総合処理能力） 調達するシステムの対象業務に応じて評価する項目。基本的に国際標準尺度を採用すること。</p> <p>b) 外部記憶装置のアクセスタイム及び転送速度 仮想記憶装置やデータベースマネジメントシステムなどを採用しているシステムでは、外部記憶装置の性能や処理方式がシステムの処理能力を採用する場合があります。アクセスタイム及び転送速度を上記条件を十分考慮しながら評価する項目</p> <p>c) 通信関係の能力 収容回線数、サポート通信速度等について評価する項目</p> <p>d) チャネル又はバスの能力 チャネル数、バス数、転送速度、接続装置台数等について評価する項目</p> <p>e) その他機器の性能諸元 調達の対象となるシステムの特性に従い、適宜、周辺機器等の性能諸元について評価する項目</p> <p>②システム性能値 システムの特性等に応じて、標準モデルによる性能値、特定モデルシミュレーション性能値、ベンチマークによる処理能力値の設定等の性能値について評価する項目</p>	<p><b>○性能信頼性</b></p> <p>①信頼度指標</p> <p>a) 平均故障時間間隔 (MTBF) システムが故障してから次の故障が発生するまでの平均時間であり、システムの根幹をなす機器についてこれを評価する項目</p> <p>b) 平均修復時間 (MTTR) システムが故障してから修復が完了するまでの時間の平均であり、システムの根幹をなす機器についてこれを評価する項目</p> <p>c) 稼働率 単位時間において、システムが業務を遂行できる比率であり、これについて評価する項目</p> <p>d) MTBUI ハードウェア/ソフトウェアを含めてシステムダウンする迄の時間について評価する項目</p> <p>e) 業務理解度 適用業務に対する知識及び経験等について評価する項目。業務の基になる関連法規に対する知識及び関連業務に関わる知識、経験等について評価する項目</p> <p>②信頼性技術</p> <p>a) 機器装置レベルの信頼性技術 装置レベルにおいて、誤り検出、自動訂正、再試行、障害通知などの障害検知機能、障害修復機能、障害診断機能の具備等について評価する項目</p> <p>b) システム構成技術 システムの信頼性の向上は、i)本体系、ii)入出力系、iii)通信系、iv)これらを総合した</p>	<p><b>○ハードウェア保守</b></p> <p>①保守体制方法 予防保守体制、障害発生時の対応体制、代替部品の調達体制等について評価する項目。なお、地方に展開しているシステムは、地方における体制についても評価する項目を設定する。</p> <p>②保守技術 障害の検知、診断、復旧を系統的、効果的に行うための障害自己診断技術、障害遠隔診断技術及び自動復旧技術、各種保守技術等について評価する項目</p>	<p><b>○開発方法論</b></p> <p>応札者側が提供に当って使用する開発方法論の有無と妥当性等について評価する項目を設定する。また、開発方法論におけるドキュメントや機能構成の考え方についても評価する項目</p>

性能、機能等に関する項目	信頼性、柔軟性等に関する項目	保守・支援等に関する項目	応札者の開発、供給能力等に関する項目
	<p>システム構成となるため、これらについて評価する項目</p> <p>c) 業務レベルの信頼性技術 業務レベルにおいて、処理の正確性、合理性、迅速性等についても、技術的レベルを評価する項目</p> <p>③ ユーザプログラム品質向上対策 ユーザプログラムの品質向上及び高信頼化を支援するための各種機能群等について評価する項目</p> <p>a) 開発支援に関する機能 b) テスト支援に関する機能 c) ソフトウェア管理に関する機能</p> <p>④ オペレーション信頼性向上対策 センター機器のオペレーションにおける誤操作対策等について評価する項目</p>		
<p>○ 容量・規模</p> <p>① 主記憶装置の容量 オペレーティングシステム(OS)、ユーザアプリケーションの主記憶装置の利用形態を充分考慮した主記憶装置全体の容量等について評価する項目</p> <p>② 直接アクセス記憶装置の容量 調達するシステムの処理効率、安全性・保全本性等を考慮した容量等について評価する項目</p> <p>③ ソフトウェアの規模 調達するシステムのソフトウェア規模を一定の範囲において評価する項目</p> <p>④ 対象となるデータ容量 調達するシステムが扱うデータ容量に対する処理能力の保証を行うため、処理可能な最大データ容量等について評価する項目</p>	<p>○ 稼働実績</p> <p>① ハードウェア稼働実績 計算機システムの主要機器の同一モデル等の稼働実績等について評価する項目</p> <p>② ソフトウェア稼働実績 オペレーティングシステム及び各種ソフトウェアの稼働実績等について評価する項目</p>	<p>○ ソフトウェアサポート ソフトウェアサポートの体制及びサポート範囲等について評価する項目</p>	<p>○ 実現スケジュール 応札者側に実現スケジュールを作成させ、調達側のスケジュールとの妥当性について評価する項目</p>
<p>○ 環境条件</p> <p>① 電源設備 電源設備の規模及び供給方式(商用電力使用、AVR 使用又はCVCF 使用)を決定する要素である機器の定格電力や電圧・周波数許容変動幅等を検討し、機器の電源設備上の仕様及び性能について評価する項目。機器によ</p>	<p>○ セキュリティ</p> <p>① アクセスに対する保護機能 意図的な情報の漏洩及び破壊を回避するための対策として、アクセス制限を行う必要があるため、保護機能について評価する項目</p> <p>② 破壊に関する保護機能 情報の破壊に対する各種保護対策の条件に</p>	<p>○ 文章支援 文章支援について、その有無、支援の媒体、提供時期、内容等について評価する項目</p>	<p>○ プロジェクト管理 プロジェクト要員レベル(評価基準の目安としての情報処理技術者試験によるランク分け)、体制、要員計画の妥当性について評価する項目を設定する。また、スケジュールとの妥当性もあわせて評価する項目</p>

性能、機能等に関する項目	信頼性、柔軟性等に関する項目	保守・支援等に関する項目	応札者の開発、供給能力等に関する項目
<p>っては、定格電力に比べ始動時の初期負担が非常に大きい場合があり、この点に留意して評価する項目を設定する必要がある。</p> <p>②空調条件 空調設備について評価する項目</p> <p>③設置条件 建設設備の規模及び強度を決定する要素である機器の設置面積及び重量を検討し、機器の設置上の要件について評価する項目</p> <p>④環境調和性 一般事務室に設置する機器に関しては、事務室の環境に調和した形状及び騒音性、振動性等の各種条件について評価する項目</p> <p>⑤開発場所 システム開発を行う場所を設定する場合、調達の形態による各種条件について評価する項目</p> <p>⑥開発機器 開発に使用する機器について評価する項目。開発場所との関係もあるが、調達するシステムの開発に対応できる機器であるかについて評価すること。</p>	<p>ついて評価する項目</p>		
<p>○機能性</p> <p>①ハードウェア構成機器機能 ハードウェア機器を機能毎に分割し、各構成要素について評価する項目</p> <p>a) 中央処理装置 b) 外部記憶装置 c) 入出力装置(特殊機能を含む) d) 端末装置 e) サーバ・クライアント・WS f) その他</p> <p>②ソフトウェア機能 ソフトウェア機能はオペレーティングシステム、機能プログラムプロダクトに分けて評価する項目</p> <p>③通信機能 通信プロトコル、サポート回線種(LAN/WAN 含む)を評価する項目</p>	<p>○メンテナンス容易性</p> <p>①機能構成 機能構成、機能分割について素案を提出させ、メンテナンスが容易性等について評価する項目</p> <p>②ドキュメント メンテナンスに必要となるドキュメントについて、その種類と内容を提出させ、今後の機能拡張時の有用性等について評価する項目</p> <p>③ソフトウェア管理ツール ソフトウェア管理ツール利用の有無及びツールの内容等について評価する項目</p>	<p>○ユーザー教育 ユーザー教育について、教育の体制、対象、期間、方法等について評価する項目</p>	<p>○技法/ツール 工程/機能別ツールに関し、適用予定の有無、及び妥当性等について評価する項目</p>

性能、機能等に関する項目	信頼性、柔軟性等に関する項目	保守・支援等に関する項目	応札者の開発、供給能力等に関する項目
<p><b>○規格性</b></p> <p>①入出力媒体に対する規格性  入出力媒体(磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等)の情報記録様式及び媒体上の表現に関し、JIS規格又は、ISO規格等に準拠して評価する項目</p> <p>②システム開発方法に対する規格性  開発技法及び開発に使用するツールは、システムのライフサイクルを考慮して評価する項目</p> <p>③言語処理プログラムに対する規格性  FORTRAN、COBOL、C等プログラム言語のプログラム記述形式、入出力データ記述形式、文法規則に関し、JIS規格又は、ISO規格等に準拠して評価する項目</p> <p>④通信機能  通信プロトコルはJIS規格又は、ISO規格等に準拠して評価する項目。なお、ISO規格は、ITUの勧告に基づく規格と重複している部分があり、勧告と規格制定に時間的ギャップもあるため、分析に当たっては、ITU勧告にも留意する必要がある。</p> <p>⑤その他規格性  国際標準、国内標準等に準拠して評価する項目</p>	<p><b>○拡張性</b></p> <p>①ハードウェア拡張性  処理能力の向上、ファイル容量の増大及び接続端末機の増加等のシステム拡張要因等について評価する項目</p> <p>②ソフトウェア拡張性  システム開発後における拡張性等について評価する項目</p> <p>a)処理形態の拡張性  処理形態変更に伴う拡張性</p> <p>b)ネットワークの拡張性</p> <p>c)オペレーティングシステムの拡張性</p> <p>d)パッケージソフトウェアの導入容易性</p>	<p><b>○制約条件</b>  当該調達によって発生する調達側に対する制約条件について評価する項目</p>	<p><b>○開発環境の有無</b>  開発の全部又は一部の工程を供給者側計算機で実施する場合、その計算機環境の整備状況等について評価する項目</p>
<p><b>○移行性</b></p> <p>①業務の継続性  既存業務の継続性と保証等について評価する項目</p> <p>②データ等の継続使用  データ等の継続使用にかかる保証、コンバートの要否、コンバート要の場合のリスク等について評価する項目</p> <p>③システムの継続使用  既存システムの継続使用に係る保証、プログラムコンバートの要否、コンバートが必要な場合のリスク等について評価する項目</p> <p>④移行条件  移行条件の遵守に関わる、移行期間、移行</p>	<p><b>○互換性</b></p> <p>①入出力媒体の互換性  入出力媒体である磁気テープ、フロッピィディスク等の機械的互換性、情報記録方式の互換性、内部コードの互換性等について評価する項目</p> <p>②プログラムの互換性  ソースプログラムレベルでの互換性及び実行形式プログラムの互換性、画面・帳票作成支援ツール等の互換性又は移行容易性等について評価する項目</p> <p>③ジョブ制御言語の互換性  ジョブ制御言語の互換性及び移行容易性等について評価する項目</p>		<p><b>○開発実績</b>  類似システム開発実績及び類似規模(工数/費用)の開発実績等について評価する項目</p>

性能、機能等に関する項目	信頼性、柔軟性等に関する項目	保守・支援等に関する項目	応札者の開発、供給能力等に関する項目
後の品質等について評価する項目 ⑤操作継続性 既存システムとの操作継続性について、変更が発生する場合にそれを評価する項目			
	<b>○操作容易性</b> システムの稼動状況監視及びネットワークの稼動状況監視機能等について評価する項目		<b>○応札者の信頼性</b> ①品質管理 品質管理について評価する項目 ・品質管理方針 ・組織 ・品質責任分担と権限 ・品質管理活動 ・品質管理ツール ②公的資格 ISO9000等の公的資格（組織、職員）の有無、取得に向けての取組みについて評価する項目 ③セキュリティ 機密保持体制について妥当性について評価する項目 ④職員教育 職員教育に対する組織及び体制と、教育実績等について評価する項目
	<b>○自動化対策</b> ①運用自動化機能 システム運用の自動化、省力化を目的とする機能等について評価する項目 ②操作自動化機能 入出力装置の操作の自動化・省力化機能等について評価する項目		

※上記の他に、必要に応じて適当な評価項目を設定する。

別紙 5（電気通信機器及びサービスに関する評価項目）

電気通信機器及びサービスに関する評価項目

電気通信機器及びサービスは、その調達内容が多種多様であることから、詳細な評価項目を一覧にすることが難しいが、評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。

なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該調達に係る契約において、その内容が担保できるものに限るとし、担保できないものは評価項目の対象としない。

性能・機能等に関する事項	技術能力等に関する事項	アフターサービスに関する事項
<p>①電源容量 安定化電源装置、受変電設備、予備電源装置等で電源を供給する量について評価する項目</p> <p>②外形寸法 外形寸法による周辺環境への影響等について評価する項目</p> <p>③操作性 操作の容易性、簡便性、誤動作回避性等について評価する項目</p> <p>④設計性能 利得、設計マージン、伝送容量、伝送速度等について評価する項目</p> <p>⑤設計機能 設計機能について評価する項目</p> <p>⑥拡張性 機能拡張に対する容易性、拡張の範囲等について評価する項目</p> <p>⑦接続性 ネットワークとの接続性について評価する項目</p> <p>⑧設計信頼性 運用上の安定性、信頼性に関し、設計上で保証されている耐用年数について評価する項目</p> <p>⑨環境条件 電源変動条件、過電圧保護、温度、湿度等の外周条件等に対する耐環境性について評価する項目</p> <p>⑩構成・機構 装置全体、盤内の構成及び機構について評価する項目</p> <p>⑪その他</p>	<p>①設計・製造体制 設計及び製造に関する技術者の人数及び工場組織等について評価する項目</p> <p>②品質管理・検査体制 品質管理及び検査に関する人数及び組織体制について評価する項目</p> <p>③納入・製造実績 技術力の評価として供給者の当該機器及び類似品の納入及び製造実績について評価する項目</p> <p>④その他</p>	<p>①保守部品の供給体制 保守部品、交換ユニット等の所定の場所への供給に要する所要時間について評価する項目</p> <p>②保守体制 障害等に対する修理、調査に関する供給者の保守体制について評価する項目</p> <p>③運用者への教育訓練体制 供給者が行う調達期間の職員等に対する運用操作、維持管理に必要な技術習得に関する教育訓練体制について評価する項目</p> <p>④保証条件等 無償修理保証期間、保証内容及び保証部品の供給保証期間について評価する項目</p> <p>⑤その他</p>

※上記の他に、必要に応じて適当な評価項目を設定する。